

自立支援専門員事業等公募プロポーザル実施要領

1 趣旨

埼玉県は、県が設置する福祉事務所の所管区域内の生活保護受給者及び生活困窮者の自立を支援する次に掲げる事業を、一部委託する形態で実施する。

(1) 生活保護受給者に対する自立支援（生活保護受給者チャレンジ支援事業）

- ア 自立支援専門員事業
- イ 住宅ソーシャルワーカー事業

(2) 生活困窮者に対する自立支援（生活困窮者自立支援事業）

- ア 自立相談支援事業
- イ 居住支援事業
- ウ 家計改善支援事業
- エ 市町村支援事業

これらの事業の実施には対人援助に係る高度な専門性及び技術力を有する人材を必要とするものであることから、高度な専門性や技術力、豊富な経験を有した民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものである。

2 委託業務の内容に関する事項

(1) 業務名

自立支援専門員事業等

(2) 業務内容

別紙「自立支援専門員事業業務委託仕様書」「住宅ソーシャルワーカー事業業務委託仕様書」「自立相談支援事業業務委託仕様書」「居住支援事業業務委託仕様書」「家計改善支援事業業務委託仕様書」「市町村支援事業業務委託仕様書」による。

(3) 委託業務の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

- ア 自立支援専門員事業 10,417千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- イ 住宅ソーシャルワーカー事業 5,694千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- ウ 自立相談支援事業 77,715千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- エ 居住支援事業 3,898千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- オ 家計改善支援事業 7,579千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- カ 市町村支援事業 1,550千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で見積書が提出された場合に審査委員会（５を参照。）審査への参加及び契約が可能である。

事業ごとの見積額が、各事業の委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

個別の事業のみの企画提案は認められない。ア～カの事業を全て実施する企画提案が提出された場合に審査委員会審査への参加及び契約が可能である。

(5) 委託料上限額に係る留意事項

居住支援事業の居住支援施設について

居住支援施設の委託方法については、委託事業者が提出した企画提案の内容を検討し、(4)のエの額の範囲内で別途定める。

見積書には、次の金額を元に所要額を積算し、経費を計上すること。

委託事業者がアパート等の借上げや旅館業者が運営する旅館等を利用して設置する場合の借上費用と、利用者に提供する食事、被服及び日用品の費用を合算して利用者１人当たり１日８，４００円を上限とする。

3 応募資格に関する事項

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第９条の規定に該当する者。なお同条中の「その他都道府県等が適当と認めるもの」とは、過去５年間に国又は地方公共団体での類似業務を行った実績を有する団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号。以下「財務規則」という。）第９１条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年４月１日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本業務の公告日から業務委託候補者を選定するまでの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

4 手続等に関する事項

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和7年3月7日(金)午後5時まで
- イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを4の(4)のアドレスに送信する。
- ウ 回答方法 令和7年3月12日(水)午後5時までに、電子メールで回答する。

(2) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和7年3月14日(金)午後5時まで
- イ 提出場所 4の(4)のとおり
- ウ 提出書類
- ・ 参加表明書(表紙)
 - ・ 団体概要調書(様式1)
 - ・ 業務受託実績調書(様式2)
 - ・ その他事業者の概要を表すもの(任意様式、パンフレット等可能)
- エ 提出部数 5部(正本1部、副本4部)
- オ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留とし提出期限内に必着のこと。)
- カ その他 複数事業者が共同して当該事業に参加する場合は、代表事業者が参加表明書等を提出するものとする。このとき、代表事業者以外の事業者は、参加表明書等の内容を別紙(任意様式)に記して、業務受託実績及び事業者の概要を表すものを併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和7年3月19日(水)午後5時まで
- イ 提出場所 4の(4)のとおり
- ウ 提出書類
- ・ 企画提案書(表紙)
 - ・ 事業の実施体制(様式3)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(1)(様式4)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(2)(様式5)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(3)(様式6)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(4)(様式7)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(5)(様式8)
 - ・ 事業実施に当たっての提案(6)(様式9)
 - ・ 見積書(任意様式)

※ 見積書の見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示すること。消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。

※ 見積書には、2の(4)に定める事業ごとの見積額を明示すること。

エ 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし提出期限内に必着のこと。）

(4) 担当（問合せ先・提出場所）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県福祉部社会福祉課医療保護・生活困窮者支援担当

電話 048-830-3271

ファクシミリ 048-830-4782

電子メール a3270-09@pref.saitama.lg.jp

5 業務委託候補者の選定に関する事項

(1) 審査（書面審査）

「埼玉県生活保護関係事業等業務委託先審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を実施する。

(2) 業務委託候補者の選定

審査委員会は、企画提案書の内容を総合的に判断し、最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定する。

埼玉県は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は令和7年3月28日（金）までに電子メールで通知する。

6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

(1) 3応募資格に関する事項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 参加表明書等又は企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。

(3) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

(4) 参加表明書等又は企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。

(5) 参加表明書等又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7 その他

(1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により

周知を図る。

- (2) 提出された参加表明書等、質問書及び企画提案書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加表明書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で埼玉県福祉部社会福祉課長に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 複数の事業者が共同して当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。
また、共同する全ての事業者が3に規定する応募資格を満たしていること。
- (8) 県の令和7年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し、又は停止することがある。
- (9) 当該事業の実施につき、厚生労働省による国庫負担金・補助金の内示額に基づく事業費が2の(4)の委託料上限額を下回った場合、委託契約額を変更することがある。